

松山地方裁判所委員会（第39回）議事概要

1 日時

令和5年5月9日（火）午後2時30分から午後4時30分まで

2 場所

松山地方裁判所大会議室

3 出席者（地裁委員につき五十音順、敬称略）

（地裁委員）飯島健太郎、石橋英典、稲井良介、奥村敏仁、菊池浩也、
坂本敦志、信貴正美、寺尾智子、宮崎浩志、宮部高至、
山口和子

（報告者）山本隆祥事務局総務課長

（説明者）清光成実判事補、日野和人刑事訟廷管理官

（事務担当者）安岡正明事務局長、石村信幸事務局総務課課長補佐

（オブザーバー）渡邊一昭刑事部総括判事、中原真哉刑事首席書記官

4 議事

テーマ「裁判員裁判について」

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 前回委員会の振り返り報告

山本課長が、前回テーマ「裁判所における採用広報」について、その後の取り組み等について報告を行った。

(4) 説明者による説明

清光判事補が、裁判員裁判について説明を行った。

(5) 意見交換要旨（■委員長、□委員、○説明者、●オブザーバー）

□ 国民の皆さんは、裁判員裁判に参加することについて具体的に何を不安に感じているのでしょうか。

○ 自分が裁判上のことを判断できるのかといった漠然としたものであったり、

裁判員等としての責任の重さに不安を感じておられる方もいるようです。

■ 裁判員等の方の中には、自分は法律に明るくないとして、当初は考えたり、議論することができるのか不安を持つ方もおられますが、実際に裁判員として議論などができたことで、経験してよかったと感じられる方が多いようです。

□ 裁判のことを知らないため不安であることが裁判員になりたくない理由であるという声を聞きます。

□ 審理期間の長さが裁判員の不安になっていると思いますが、短い期間で審理が終わる事件もあることを広報活動で周知したほうがよいと思います。

□ 裁判所は、裁判員裁判への参加について、若年層の掘り起こしを考えているのでしょうか。

○ 社会経験の少なさから不安が強い方が多いという点や、令和5年度から裁判員候補者名簿に18歳、19歳の方も含まれることになったこと等から、近年特に対応が必要と考えています。

□ 選挙についても、若年層の関心が低く、選挙管理委員会が選挙になじんでもらうために、18歳未満を対象として学校で講義を行っています。裁判員裁判についても、18歳未満を対象に出張講義などを行うこともよいと思います。

○ 松山地方裁判所においても、近年、裁判員裁判についての出前講義を大学や高校で行った実績があります。また、学校単位の刑事裁判の傍聴も相当数あります。

□ 高校生、インターンシップや就職活動を行っている大学生、働き始めたばかりの新社会人等は、現実的に参加が難しい方も多いと思いますので、若年層を特別なターゲットにしなくてもよいと思います。

□ 裁判員を辞退する機会は何回あるのでしょうか。また、辞退を申し出た方を説得することはあるのでしょうか。

- 辞退する機会は、裁判員候補者名簿に登録された旨の通知を受けたとき、実際の事件について選任期日の案内を受けたとき、選任期日当日の3回です。選任期日以外は書面でのやり取りになるため、説得はしていません。また、選任期日の際も、辞退事由があれば説得まではしていません。
- 特段の辞退事由はないが、ただ裁判員をやりたくないという場合に、何らかの理由をつけて辞退しようとする方はいますか。
- 辞退事由がなければ辞退は認められません。ただし、当初の質問票自体を提出されない方は、返答がないまま選任期日にも来ていただけないこともあります。そのため、返答がない方に対しては、平成29年頃から改めて文書を送るようにしています。
- 裁判員として裁判に参加して、よい経験ができたと感じた方が97.1パーセントいたとの説明がありましたが、裁判員に選ばれて最後まで職務を全うした方はそう思うと思いますが、最初から全く無関心な人に対してこの点を広報で訴えても、効果は薄いのではないかと思います。辞退理由に応えるようなQ&Aなどを作ったほうが、不安の解消には効果があると思いますし、殺人などの精神的に苦しい事件への配慮についての説明等も必要だと思います。
- 国民の皆さんの不安を解消するためには、費用等の問題もあると思いますが、選任期日の案内の際に、不安を解消する内容の動画が見える二次元バーコードを送付するのがよいと思います。
- 凄惨な写真を見たくない、暴力団関係者等からの報復が怖い等、不安も様々なので、不安要素となるテーマごとに5分程度に小分けした動画を準備し、その中でそれらの不安に対しどのような工夫をしているか等を丁寧に説明すればよいと思います。「裁判員制度ナビゲーション」という冊子を最初から最後まで読む人はいないと思いますので、今の時代に合わせ、裁判員候補者に寄り添ったものを作るべきだと思います。

- 選任期日への参加拡大の方策として、他の裁判所では、選任期日に参加すれば日当が支給されることを前面に出して伝えたり、選任期日に参加した方に対して書記官が裁判所見学ツアーを行うことを伝えるといった取組を行っているということがあります。実行に移しやすいアイデアとして紹介します。
- 裁判所が紹介している乳幼児を預けられる保育園等の数や場所が限定されていることや、その保育園等の利用料が自己負担になっているという点も変えていくべきだと思います。
- 候補者の雇用主や上司へ協力を求める書面は、候補者に選ばれた人にしか届かないようなので、雇用主等の理解を得る方策としては、大きな話になってしまいますが、やはり裁判員制度全般について導入時と同様の広報が必要なのではないかと思います。
- 裁判に対する国民の関心は高いため、裁判のテレビ中継や取材の規制緩和など、裁判所も変わっていく必要があると考えます。
- 裁判員候補者の出席率の低下や辞退率の上昇で、裁判所は実際に困っているのでしょうか。
- その事件を処理するという観点では、必要な裁判員は選任されているので、現段階ではさほど危機感を抱いてはいませんが、長期的に考えると危機感を感じます。
- そうだとすると本当に無関心な人ではなく、知れば興味を持ってくれる人をターゲットにするのがよいと思います。
- 消費者問題においても、若いときから金融について学び、関心を持ってもらうことが重要と考えています。裁判員裁判も同様に、その出席率や辞退率について現時点では喫緊の問題ではないとのことであれば、教えられたことを受け止めやすい小学生や中学生等若年世代から対象にして、出前講義などを地道に行っていくことがよいと思います。

□ 課せられたものに応える人を育てる、という学校教育も重要だと思います。

■ 貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。本日いただいた御意見を踏まえて、引き続き裁判員候補者に安心して参加していただけるように取り組んでいきたいと思ひます。

(6) 次回テーマ及び期日

民事訴訟手続におけるデジタル化の現状について

令和5年11月7日(火) 午後2時30分